

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業活動に係わる法令を遵守し、また社会的良識に従い、健全な企業活動を行います。このために、当社およびグループ会社の全役員・社員が遵守・実践すべき最高規範として「グループ企業行動憲章」およびその行動方針としての「グループ企業行動憲章実行要点」を定めております。そのような公正な企業活動を通じて、会社の持続的発展と企業価値の最大化に努めております。また、経営の透明性および公正性の確保をはじめとして、意思決定の迅速化などの経営革新をたゆまずに進めることを当社の基本方針としております。さらに株主等関係先への情報ディスクロージャーなどのIR活動にも積極的に取り組み、コーポレートガバナンスの実効性の確保を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用〕

当社は、現在1名の独立社外取締役を選任していますが、当社の事業内容、事業規模から勘案すると、独立社外取締役が1名でも機能は十分に果たしており、問題はないと考えております。なお、複数化については十分認識しておりますので、法改正等周辺環境の動向を注視しながら検討してまいります。

〔補充原則4－11. (3)〕

現時点では、取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後は取締役会の実効性を向上させるために定期的な分析・評価を行っていくことを検討します。

〔原則3－1. 情報開示の充実(5)〕

役員候補者の指名理由については従来から招集通知において社外取締役及び社外監査役を対象に開示しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1－4. いわゆる政策保有株式〕

当社は、取引先との良好な関係維持や業務遂行の円滑化を図るなど、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、取引先の株式を取得し、保有することがあります。また、毎年、取締役会において、主要な政策保有株式の保有目的、合理性について検証します。政策保有株式の議決権の行使については、当社の保有目的に資するものであるか株主価値を毀損するものではないかを勘案し、適切に議決権の行使を行います。

〔原則1－7. 関連当事者間の取引〕

当社が、当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、コーポレートガバナンス・ガイドライン第6条に定めたとおり、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することの無いよう、取引条件が一般の取引と同様である事が明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会の承認を得るとともに、事後に経過報告を行わなければならない、としております。

〔原則3－1. 情報開示の充実〕

(1) 当社の経営理念、ビジョン及び中期経営計画については、当社ホームページにて開示を行っています。<http://www.kawakin.co.jp>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンスガイドラインを策定し、ホームページにおいて開示しています。また、ホームページで有価証券報告書を開示し、コーポレートガバナンスの状況において企業統治の体制を掲載しています。

(3) 取締役の報酬については、世間一般及び事業の動向を参考に総務担当役員が立案し取締役会にて承認を得ております。

(4) 役員の指名及び手続きについては、代表取締役社長が当該役員候補者の資質、専門知識等を総合的に判断のうえ立案し、取締役会において承認を得たうえで、株主総会に付議しています。

〔補充原則4－1. (1)〕

取締役会が経営陣に委任する範囲については、コーポレートガバナンス・ガイドライン第11条に定める、取締役会において決定すべき下記6項以外の業務執行上の決定についてとしています。

(1) 法令上取締役会が定めることとされている事項

(2) 経営理念、ビジョン、中期経営計画等取締役会が決定することと定める事項及び単年度予算

(3) 決裁基準規程等重要社則

(4) 会社が重大な法令違反を犯した場合における対応方針等

(5) 重要な訴訟に関する事項

(6) 前各号の事項と同視できる程度の重要事項

〔原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社が指名する独立社外取締役は、東京証券取引所の判断基準を満たしており、また、「社外取締役の独立性判断基準に関する規程」をホームページで開示しています。

〔補充原則4－11. (1)〕

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関との位置付けから、上記〔原則3－1. 情報開示の充実(4)〕に基づく取締役の選任を基本方針としています。なお、ホームページで有価証券報告書を開示し、コーポレートガバナンスの状況において企業統治の体制を掲載しています。

[補充原則4－11. (2)]
取締役及び監査役の他社役員の兼任状況については株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ開示し、合理的な範囲に留まっていると判断しております。

[補充原則4－14. (2)]
取締役、監査役のトレーニングの方針については、コーポレートガバナンス・ガイドライン第22条に定める以下のとおりとしています。
1. 当社の新任取締役は就任3ヶ月以内に、会社法や金融商品取引法などに係る法的責任を中心として外部セミナーに会社の費用にて参加するものとする。
2. 当社の取締役及び監査役は競争法、インサイダー取引、反贈収賄などのコンプライアンスに関する研修を適宜受講するように努める。
3. 当社は、社外取締役、社外監査役に対し、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題につき、所管部署又は担当役員等から説明を行い、十分な理解形成に努めなければならない。
4. 社外を含む当社の状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならない。

[原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針]
株主との建設的な対話を促進するための方針は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第24条に定める以下のとおりとしています。
1. IR・広報を担当する取締役は、株主との対話全般について総括を行い、建設的な対話を実現するよう目配りを行う。
2. 個別面談以外にも、アナリスト向け投資家説明会の開催や、ウェブサイトを活用したIR活動などを行う。
3. 対話において把握された株主の意見・懸念を経営陣幹部等に対して適切かつ効率的にフィードバックするため、当該意見・懸念を受領した場合、内容の重要性などに応じて適宜取りまとめて取締役会に報告する。
4. 株主との対話に際して、インサイダー情報が漏洩するのを防止するため、株主との個別面談や投資家説明会を行う際には、インサイダー情報の有無を確認し、その点に言及しないよう留意する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川崎汽船株式会社	14,040,000	47.82
東京海上日動火災保険株式会社	1,840,000	6.27
株式会社損害保険ジャパン	864,000	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行	845,000	2.88
三井住友海上火災保険株式会社	598,000	2.04
川崎近海汽船従業員持株会	395,000	1.35
北海運輸株式会社	350,000	1.19
小池恒三	331,000	1.12
株式会社栗林商会	304,000	1.04
株式会社ダイソーコーポレーション	278,000	0.95

支配株主（親会社を除く）の有無 _____

親会社の有無 川崎汽船株式会社（上場：東京、名古屋、福岡）（コード） 9107

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 海運業

直前事業年度末における（連結）従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における（連結）売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社は、東京証券取引所第一部等の上場しております川崎汽船株式会社であり、当社は、親会社を中核とした海運業グループに属しております。しかし、その事業活動が遠洋海上輸送および近海地域でのコンテナ輸送である親会社に対して、当社は、近海地域における小型在来船貨物輸送ならびに内航船およびフェリーによる国内海上輸送を主たる事業としており、親会社からの事業上の制約を受けることはなく、独自に事業を展開しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 13 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
陶浪隆生	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
陶浪隆生	○	——	経営についての豊富な経験を有しており、その実績を活かして当社の経営に反映していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

[illegible]

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
生和勉		——	第三者の視点から公正な監査を期待。
鈴木修一	○	——	弁護士としての長年の実務経験があり、専門的な経験と知識により当社の監査業務を第三者として十分に遂行し得るものと判断しております。

独立役員の人数 2 名

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

第49期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)事業年度における取締役に対する役員報酬は329,955千円であり、役員賞与、退職慰労金を含み、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特段のサポート体制はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は13名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成され、社長が議長となり経営の基本方針、重要事項の決定をするとともに、取締役の職務の執行を監督しております。常務会及び取締役会は毎月1回以上開催しておりますが、書面決議制度も導入した機動的な取締役会の運営を図っています。社外取締役は独立役員に指定されています。

当社は監査役制度を採用しており、当社業務に精通した常勤社内監査役1名及び社外監査役2名の合計3名で構成し、社外監査役の内1名は独立役員に指定されています。

また独立した内部監査室を設け、業務執行者自身が当該業務を適正に実施しているか監査しております。会計監査は、新日本有限監査法人により監査を受けております。監査役会と内部監査室及び会計監査人は定期的に情報交換の場を持ち、相互連携により監査の実効性を高めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役及び社外監査役による取締役会の監査、監視機能により、経営の透明性及び公正性の確保を始めとして、会社の持続性発展と企業価値の最大化に努め、株主等ステークホルダーの信頼に応える体制を選択しています。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	総会日3週間前に発送。
---------------	-------------

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度の予定は未定となっております。 なお、2014年6月の株主総会后、出席株主との懇談の場を設けました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、第2四半期および期末決算内容につき説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.kawakin.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成19年2月19日、親会社である川崎汽船の「グループ企業行動憲章」を当社グループの行動規範として採用いたしました。これに伴い、当社独自の「グループ企業行動憲章実行要点」を制定し、具体的実行指針を示しました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	川崎汽船グループの1社として、ISO14001認証を取得。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)コンプライアンスの体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

1. コンプライアンスの基本方針として、親会社の定めるグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社および当社グループにおける行動規範として、同憲章の実行要点を定める。
2. コンプライアンスの統括組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。
3. コンプライアンスの推進維持のためのプログラム(当社およびグループ会社の取締役および使用人を対象とする教育等)を策定し、実施する。
4. 当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、当社およびグループ会社の業務運営に係る法令違反行為についての報告義務を課すとともに、一方で直接通報できるホットライン制度(内部通報制度)を設ける。
5. 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない組織にする。

(2)情報保存管理体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係わる情報の保存および管理についての体制

1. 株主総会、取締役会の議事録および関連資料等、またその重要な文書については社内文書管理規程に基づき保存・管理を行う。
2. 情報セキュリティ規程等の情報管理に係わる規程を定め、情報の効率的利用とともに社外流失防止に努める。

(3) リスクの管理体制

1. 市況・市場のリスク

船舶投資等の海運市況、為替、燃料油価格等を、当社の定例取締役会および営業連絡会において状況把握・議論を行い、決裁基準に沿った決裁を実施する。

2. 船舶運航に伴うリスク

船舶の安全運航推進および事故対応の組織として安全運航推進委員会を設置し、定期的に具体的案件のレビューと安全運航に向けた対応の確認を行う。

3. 大災害のリスク

大規模地震、新型インフルエンザ蔓延等による大災害に対する組織として災害対策委員会を設置し、防災および減災の推進ならびに災害発生時における業務継続を含む速やかな対応を行う。

(4)業務執行体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 毎年経営計画を策定し、毎月その進捗状況を取締役会等で確認する等の管理を行う。
2. 取締役会の書面決議制度を導入し、迅速な運営に資する体制とする。
3. 事案の決裁、また決定事項の効率的な執行のために、決裁および職務権限、組織体制に係わる規程の整備を行う。
4. 社内の規定等は関連する法令等に準拠して制定し、当該法令等の改廃があった場合には速やかに規程等の改廃を行う。
5. 当社およびグループ会社のリスク管理、内部統制の適切性、有効性を検証・評価する機能を担う、独立性を備えた内部監査組織を設置する。
6. 内部監査にあたっては、必要に応じ監査役および会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

(5)グループ管理体制

当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制

1. グループ会社における業務の適正を確保するための行動指針として、親会社が定めたグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社およびグループ会社の具体的行動指針を定める。
2. 当社の子会社・関係会社について、当社は関係会社業務処理規程を定めて経営管理を行う。
3. 当社の子会社・関係会社に係るコンプライアンス等の重要な事実が発生した場合には、取締役または子会社・関係会社により監査役に報告する体制とする。
4. 内部監査組織は内部監査の基本方針に基づき、毎年内部監査計画を策定のうえ、必要に応じて子会社に対する監査を実施し、改善点の指摘・提言を行う。

(6)監査役監査の体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役が求めるときは、その職務を補助するための使用人を配置する。
2. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従い、その人選にあたっては監査役と事前に協議し、当該使用人の人事異動については常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
3. 当社およびグループ会社の取締役および使用人は以下の事項について監査役に報告を行う。
報告者に対しては報告を理由に不利な取扱いを受けないようにする。
 - ・会社およびグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令または定款に違反する重大な事実
 - ・内部通報制度での通報状況、また通報された事実のうち、コンプライアンス委員会にて重大なコンプライアンス違反と判断された事実
 - ・内部監査の実施状況およびその結果
 - ・その他監査役が報告を求める事項
4. その他監査役監査の実効性確保のために整備を行う。
 - ・監査役は取締役会に出席するほか、他の定められた重要な会議にも出席する。
 - ・代表取締役は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
 - ・内部監査組織は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
 - ・監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
 - ・当社およびグループ会社の取締役および使用人は、監査役の監査活動に誠実に協力する。
 - ・当社は、監査役が監査実施のために所用の費用を請求するときは、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(7)財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 会計処理の適正性および財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制を整備し、その有効性を定期的に評価する。
2. 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項